

○水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例

昭和47年7月11日

条例第27号

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例をここに公布する。

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準(以下「上乗せ排水基準」という。)並びにこれを適用する区域及びその範囲を定めるものとする。

(適用区域及びその範囲)

第2条 上乗せ排水基準を適用する区域及びその範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。

(上乗せ排水基準)

第3条 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号リ及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和47年政令第346号)による改正前の政令(以下「改正前の政令」という。)別表第1に掲げる施設のうち1又は2以上の施設(以下「鉱業用施設等」という。)を設置する工場又は事業場(政令別表第1第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第71号の2及び第71号の3に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設(以下「旅館業用施設等」という。)又は政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設(以下「冷凍調理食品製造業用施設等」という。)を併置する工場又は事業場及び第8項第2号に掲げる工場又は事業場を除く。)から次の各号に掲げる区域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準は、次の各号に掲げるその排水が排出される区域ごとにそれぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 伊豆水域 別表第2

(1)の2 鮎沢川水域 別表第2の2

(2) 狩野川水域 別表第3

(3) 田子の浦水域 別表第4

(4) 奥駿河湾水域 別表第5

(5) 静岡水域 別表第6

(6) 志太水域 別表第7

- (7) 大井川水域 別表第8
- (8) 榛南小笠水域 別表第9
- (9) 太田川水域 別表第10
- (9)の2 天竜川水域 別表第10の2
- (10) 馬込川水域 別表第11
- (11) 浜名湖水域 別表第12

2 旅館業用施設等を設置する工場若しくは事業場(鉱業用施設等とを併置する工場又は事業場を除く。)又は冷凍調理食品製造業用施設等を設置する工場若しくは事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)から次の各号に掲げる区域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準は、次の各号に掲げるその排出水が排出される区域ごとにそれぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 伊豆水域 別表第13
- (1)の2 鮎沢川水域 別表第13の2
- (2) 狩野川水域 別表第14
- (3) 田子の浦水域 別表第15
- (4) 奥駿河湾水域 別表第16
- (5) 静岡水域 別表第17
- (6) 志太水域 別表第18
- (7) 大井川水域 別表第19
- (8) 榛南小笠水域 別表第20
- (9) 太田川水域 別表第21
- (9)の2 天竜川水域 別表第21の2
- (10) 馬込川水域 別表第22
- (11) 浜名湖水域 別表第23

3 鉱業用施設等と政令別表第1第66号の3から第66号の8まで、第68号の2及び第71号の2に掲げる施設のうち1又は2以上の施設を併置する工場又は事業場(以下この項において「当該工場又は事業場」という。)から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水(以下この項において「当該排出水」という。)に適用する上乗せ排水基準は、第1号に掲げる場合においては第1項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。)とし、第2号に掲げる場合においては第2項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている旅館業用施設等のみを設置する工場又は事業場から前項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。)とする。

(1) 当該排出水に係る第1項上乗せ排水基準がある場合で次の一に掲げるとき。

ア 当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準があり、かつ、当該排出水に係る第1項上乗せ排水基準の許容限度が、当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準の許容限度より厳しいとき、又は当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準の許容限度と等しいとき。

イ 当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準がないとき。

(2) 当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準がある場合で次の一に掲げるとき。

ア 当該排出水に係る第1項上乗せ排水基準があり、かつ、当該排出水に係る第2項上乗せ排水基準の許容限度が当該排出水に係る第1項上乗せ排水基準の許容限度より厳しいとき。

イ 当該排出水に係る第1項上乗せ排水基準がないとき。

4 政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設(改正前の政令別表第1第72号に掲げる施設を除く。)のうち1又は2以上の施設と政令別表第1第71号の3に掲げる施設を併置する工場又は事業場(以下この項において「当該工場又は事業場」という。)から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水(以下この項において「当該排出水」という。)に適用する上乗せ排水基準は、第1項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。)とする。

5 改正前の政令別表第1第72号に掲げる施設と政令別表第1第71号の3に掲げる施設を併置する工場又は事業場(以下この項において「当該工場又は事業場」という。)から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水(以下この項において「当該排出水」という。)に適用する上乗せ排水基準は、第2項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている政令別表第1第71号の3に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場から第2項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。)とする。

6 鉱業用施設等と冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場(以下この項において「当該工場又は事業場」という。)から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水(以下この項において「当該排出水」という。)に適用する上乗せ排水基準は、第1項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。)とする。

7 鉱業用施設等、旅館業用施設等及び冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場(以下この項において「当該工場又は事業場」という。)から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水(以下この項において「当該排出水」という。)に適用する上乗せ排水基準は、第1項上乗せ排水基準(当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。)とする。

8 次の各号に掲げる工場又は事業場から全県下水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準は、別表第24に定めるとおりとする。

(1) 政令別表第1第1号の2に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場

(2) 前号に規定する施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場
(全部改正〔昭和50年条例40号〕、一部改正〔昭和50年条例48号・54年35号・59年10号・平成3年28号〕)

附 則

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月23日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月8日条例第49号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月16日条例第48号)

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則(昭和50年7月22日条例第32号)

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月20日条例第40号)

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月20日条例第48号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(昭和51年10月23日条例第56号)

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月25日条例第35号)

この条例は、昭和55年5月10日から施行する。

附 則(昭和59年3月23日条例第10号)

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第28号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成4年7月10日条例第43号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第67号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第33号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条及び第17条の規定並びに次項の規定 平成17年4月1日

附 則(平成17年6月30日条例第47号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第30号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中静岡県財務事務所設置条例第2条の表静岡県富士財務事務所の項及び静岡県静岡財務事務所の項の改正規定、第3条の規定、第6条中静岡県家畜保健衛生所条例本則の表静岡県東部家畜保健衛生所の項の改正規定及び同表静岡県中部家畜保健衛生所の項の改正規定(「庵原郡」を「富士市(旧富士川町の区域に限る。)」に改める部分に限る。)、第8条から第10条までの規定、第11条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1(2)、別表第2(2)、別表第3(2)及び別表第4(2)の改正規定(「、庵原郡」を削る部分に限る。)、第12条の規定、第14条中静岡県児童相談所設置条例第2条の表静岡県東部児童相談所の項の改正規定及び同表静岡県中央児童相談所の項の改正規定(「牧之原市 庵原郡由比町」を「牧之原市」に改める部分に限る。)、第15条中静岡県食肉衛生検査所設置条例第2条の表静岡県東部食肉衛生検査所の項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成20年11月1日

附 則(平成22年3月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第41号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日条例第57号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正及び別表第13から別表第23までの改正規定は、公布の日から施行する。

適用する区域及びその範囲

(県条例第2条 別表第1関係)

(一部改正〔昭和48年条例10号・49号・49年48号・50年32号・48号・平成17年24号・47号・19年30号・20年39号・22年29号・令和5年41号〕)

区 域	範 囲
伊豆水域	千歳川及び千歳川右岸(熱海市泉元門川分字山下1番地の1の1地先)から伊豆大瀬崎灯台(北緯35度1分6秒、東経138度47分30秒)に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
鮎沢川水域	鮎沢川及びこれに流入する公共用水域
狩野川水域	狩野川及びこれに流入する公共用水域
田子の浦水域	昭和第2放水路河口左岸(沼津市原字鳥沢654番地の1地先)から富士川河口左岸(富士市五貫島1,029番地地先)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域
奥駿河湾水域	清水灯台(北緯35度0分24秒、東経138度32分0秒)と伊豆大瀬崎灯台を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(田子の浦水域及び狩野川水域を除く。)
静岡水域	清水灯台から静岡市と焼津市の境界である陸岸の地点(静岡市駿河区石部1,389番地の1地先)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域
志太水域	静岡市と焼津市の境界である陸岸の地点(焼津市小浜976番地の1地先)から大井川河口左岸(焼津市飯淵字前浜1,656番地の1地先)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(栃山川に栃山取水口(左岸島田市道悦島1,241番地の5地先、右岸島田市御請63番地の10地先)から流入する公共用水域を除く。)
大井川水域	大井川及びこれに流入する公共用水域
榛南小笠水域	大井川河口右岸(榛原郡吉田町川尻字鮎ヶ窪3,583番地の144地先)から太田川河口左岸(磐田市豊浜4,127番地の1地先)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域
太田川水域	太田川及びこれに流入する公共用水域
天竜川水域	天竜川及びこれに流入する公共用水域
馬込川水域	馬込川及びこれに流入する公共用水域(浜名用水に西鹿島取水口(浜松市天竜区二俣町鹿島1番地の24)から流入する公共用水域を除く。)
浜名湖水域	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
全県下水域	県の区域に属する公共用水域

別表第 2(第 3 条関係)

(追加〔昭和50年条例48号〕、一部改正〔昭和54年条例35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

伊豆水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準（県条例第 3 条 1 項、別表第 2 関係）

排出水の区分				項 目 及 び 許 容 限 度												適用の日							
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮 遊 物 質 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		銅				亜 鉛		ク ロ ム		大腸菌数	
										〔動 植 物 油 脂 類 含 有 量 〕 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔鉱油類 含有量〕 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		含 有 量				含 有 量		含 有 量			
				〔単位1リット ルにつき ミリグラム〕		〔単位1リット ルにつき ミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1ミリリ ットルにつき コロニー形成 単位〕					
日間 平均		最大		日間 平均		最大		日 間 平 均		日 間 平 均		最 大		最 大		最 大		最 大		日間平均			
昭和 50 年 12 月 31 日におい て既に設 置されて いる特定 事業場(特 定施設の 設置の工 事に着手 している ものを含 む。)に係 る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	—	—	1—	3	2		昭和52年1 月1日から							
	その他の 水域に排出 されるもの	食 料 品 の 製 造 業 に 係 る も の	乳 製 品 製 造 業 に 係 る も の そ の 他 の も の	1日の平均的な排 出水の量が2,000 立方メートル以上 である特定事業場 に係るもの	20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—			—					
				1日の平均的な排 出水の量が2,000 立方メートル未満である 特定事業場に係 るもの	30	40	30	40	30	40	—	—	—	—	—			—					
					60	80	60	80	60	80	—	—	—	—	—			—					
		洗濯業に係るもの			60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—			—	—				
		と畜業に係るもの			60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—			—	—				
		し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除 く。)に係るもの			30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—			—	—				
		下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場に係 るもの	高級処理施設を 有する特定事業 場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—			—	—				
			その他のもの		30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—			—	—				
																				昭和53年4 月1日から			

		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	3	—	—	昭和52年1月1日から
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和51年1月1日以後において設置される特定事業場(昭和50年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和51年1月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの			20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの			10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの			15	20	15	20	30	40	—	3	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの			20	25	20	25	40	50	—	—	1	3	—	
1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの			—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—		
備考																
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。																
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。																
3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。																
4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。																
5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。																
6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。																
7 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。																
8 「高級処理施設」とは、標準活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に水を処理することができる方法により水を処理する施設をいう。																
9 下水道処理区域内に所在する特定事業場(下水道終末処理施設を設置するものを除く。)から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。																
10 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。																
11 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成18年環境省令第33号)附則第2条の規定の適用を受ける特定事業場(以下「平成18年改正省令適用特定事業場」という。)から排出される排出水について適用する。																

別表第13(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

伊豆水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分					項 目 及 び 許 容 限 度							適用の日			
					生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		銅 含 有 量		亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量	
					〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕		〔単位1リットル につきミリグ ラム〕		〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕		〔単位1リットル につきミリグ ラム〕	〔単位1リットル につきミリグ ラム〕	
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大		最 大	最 大	
政令別表第1 第66号の3又は第71号の2 に掲げる施設 を設置する特 定事業場(以下「旅館業又は科学技術に 関する研究等 を行う事業 場」という。)に係るもの	昭和50年12月31日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和52 年1月1 日から	
		その他の 水域に排 出される もの	政令別表第1第 71号の2に掲げ る施設を設置す る特定事業場(以下「科学技術に関 する研究等を行 う事業場」とい う。)に係るもの	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—		
				1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である特 定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和51年1月1日以後 において設置さ れる特定事業場(昭和50年12月31日 において既に特定施設 の設置の工事に 着手しているもの を除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和51 年1月1 日から	
		その他の 水域に排 出される もの	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—		
			科学技術に関 する研究等を行 う事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—		
					1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である特 定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5		2
	政令別表第1 第68号の2又は第71号の3 に掲げる施設 を設置する特 定事業場(以下「医療業又は清掃業を行 う事業場」と いう。)に係るもの	昭和55年5月9日 において既に設置さ れている特定事業 場(特定施設の設置 の工事に着手して いるものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56 年5月 10日か ら
			その他の 水域に排 出される もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭和55年5月10日 以後において設置 される特定事業場 (同月9日において 既に特定施設の設置 の工事に着手して いるものを除く。)に係る排水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55 年5月 10日か ら	
		その他の 水域に排 出される もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—	—		
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2		

政令別表第1 第18号の2、 第18号の3、 第21号の2から 第21号の4 まで、第23号 の2、第51号 の2、第51号 の3、第63号 の2、第70号 の2又は第71 号の4に掲げ る施設を設置 する特定事業 場(以下「冷凍 調理食品製造 業等を行う事 業場」という。)に係るもの	昭和59年4月30日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59 年11月 1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—		—
			合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—		—
			その他のもの	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—		—
				1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である特 定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5		2
昭和59年5月1日以後 において設置さ れる特定事業場(同 年4月30日におい て既に特定施設の 設置の工事に着手 しているものを除 く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59 年5月1 日から		
	その他の 水域に排 出される もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—			
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2			
政令別表第1 第66号の4から 第66号の8 までに掲げる 施設を設置す る特定事業場 (以下「飲食業 等を行う事業 場」という。)に 係るもの	平成3年4月30日 において既に設置さ れている特定事業 場(特定施設の設置 の工事に着手して いるものを含む。)に 係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3 年11月 1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—		—
			その他のもの		60	80	60	80	70	90	—	—		—
	平成3年5月1日以後 において設置さ れる特定事業場(同 年4月30日におい て既に特定施設の 設置の工事に着手 しているものを除 く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3 年5月1 日から	
		その他の 水域に排 出される もの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—		—
			その他のもの		30	40	30	40	70	90	—	—		—

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)(は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)(をいう。

7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第2の2(第3条関係)

(追加〔昭和49年条例48号〕、一部改正〔昭和50年条例40号・48号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

鮎沢川水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分				項目及び許容限度								適用の日	
				生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量		ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	クロム 含有量		大腸菌数
							動植物 油脂類 含有量	〔鉱油類〕 含有量					
							〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕					
日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均			
昭和49 年12月 31日にお いて既に 設置され ている特 定事業場 (特定施 設の設置 の工事に 着手して いるもの を含む。) に係る排 出水	食料品の製造 業に係るもの	蒸留酒・混成酒製 造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が 5,000立方メートル以上であ る特定事業場に係るもの	5	10	10	15	—	—	—	—	昭和51年1 月1日から	
			1日の平均的な排出水の量が 5,000立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	—	—	—		—
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が 1,000立方メートル以上であ る特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—		—
			1日の平均的な排出水の量が 1,000立方メートル未満であ る特定事業場に係るもの	60	80	60	80	—	—	—	—		—
	染色整理 業に係る もの	1日の平均的な排出水の量が18,000立方メー トル以上である特定事業場に係るもの		10	15	20	30	—	—	—	—	昭和52年1 月1日から	
		1日の平均的な排出水の量が18,000立方メー トル未満である特定事業場に係るもの		20	30	30	40	—	—	—	—		—
	パルプ、紙 又は紙加 工品の製 造業に係 るもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メー トル以上である特定事業場に係るもの		20	25	20	30	—	—	—	—	—	昭和51年1月 1日から
		1日の平均的な排出水の量が5,000立方メー トル未満である特定事業場に係るもの		40	50	40	50	—	—	—	—	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設する ものを除く。))に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	—	—	
	その他の もの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メー トル以上である特定事業場に係るもの		10	15	20	30	—	3	1	1	1	—

		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和 50 年 1 月 1 日以後において設置される特定事業場(昭和 49 年 12 月 31 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	蒸留酒・混成酒製造業に係るもの		5	10	10	15	—	—	—	—	—	—	昭和50年1月1日から
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	

備考

1

上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3

上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。

4

この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5

この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6

一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

7

亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排出水について適用する。

別表第13の2(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

鮎沢川水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度							適用の日	
				生物化学的 酸素要求量		浮遊物質質量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量		
				〔単位1リットルにつ きミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕		
				日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	最 大	最 大	最 大		
旅館業又は 科学技術に 関する研究 等を行う事 業場に係る もの	昭和50年11月30日において 既に設置されている特定事 業場(特定施設の設置の工事 に着手しているものを含む。) に係る排出水	科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	90	120	100	130	—	—	—	昭 和 51 年 12月1日か ら	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和50年12月1日以後におい て設置される特定事業場(同 年11月30日において既に特 定施設の設置の工事に着手 しているものを除く。))に係る 排出水	旅館業に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	昭 和 50 年 12月1日か ら	
		科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
医療業又は 清掃業を行 う事業場に 係るもの	昭和55年5月9日において既 に設置されている特定事業 場(特定施設の設置の工事に 着手しているものを含む。)) に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭 和 56 年 5 月 10 日 か ら	
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和55年5月10日以後におい て設置される特定事業場(同 月9日において既に特定施設 の設置の工事に着手してい るものを除く。))に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭 和 55 年 5 月 10 日 か ら	
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
冷凍調理食 品製造業等 を行う事業 場に係るも の	昭和59年4月30日において既 に設置されている特定事業 場(特定施設の設置の工事に 着手しているものを含む。)) に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭 和 59 年 11月1日か ら	
		その他の 水域に排 出される もの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—		—
			合板製造業に係るもの		60	80	50	70	—	—		—
			その他 のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—		—
				1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5		2
	昭和59年5月1日以後におい て設置される特定事業場(同 年4月30日において既に特定 施設の設置の工事に着手し ているものを除く。))に係る排 出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭 和 59 年 5 月 1 日 か ら	
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メート ル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		

飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から
		その他の水域に排出されるもの	60	80	60	80	—	—	—	
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から
		その他の水域に排出されるもの	20	25	40	50	—	—	—	
		その他のもの	60	80	70	90	—	—	—	
		共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	
		その他のもの	30	40	70	90	—	—	—	

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 8 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第3(第3条関係)

(全部改正〔平成19年条例66号〕、一部改正[令和6年条例57号])

狩野川水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分			項目及び許容限度										適用の日	
			生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量		銅 含有量	亜鉛 含有量	クロム 含有量		大腸菌数
						動物 油脂類 含有 量	鉍油類 含有 量							
								単位1リッ トルにつき ミリグラム	単位1リッ トルにつき ミリグラム					
日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均			
昭和 48 年 3 月 31 日において既に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	1	3	2	—	昭和48年 4月1日から	
	その他の水域に排出されるもの	市乳製造業に係るもの		20	25	50	70	—	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から	
		蒸留酒・混成酒製造業に係るもの	1日の平均的な排水の量が20,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	50	65	40	60	—	—	—	—	—	昭和50年 9月1日から	
			1日の平均的な排水の量が20,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	50	70	—	—	—	—	—		
		食料品の製造業（市乳製造業、製あん業又は蒸留酒・混成酒製造業に係るものを除く。）に係るもの	1日の平均的な排水の量が500立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	50	70	—	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から	
	1日の平均的な排水の量が500立方メートル未満である特定事業場に係るもの		80	110	60	80	—	—	—	—	—			
	洗毛業に係るもの	1日の平均的な排水の量が13,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	30	50	10	—	—	—	—	昭和48年 10月1日から		
		1日の平均的な排水の量が10,000立方メートル以上13,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	40	60	20	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から		
		1日の平均的な排水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	60	50	70	—	—	—	—	—	昭和49年 10月1日から		

	ポリエステル 繊維製造業に 係るもの	1日の平均的な排出水の量が 130,000立方メートル以上である 特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	—	—	—	—	—	—	昭和50年 9月1日から
		1日の平均的な排出水の量が 100,000立方メートル以上 130,000立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が 100,000立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	—	
	パルプ、紙又は 紙加工品の製 造業に係るも の	1日の平均的な排出水の量が 50,000立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	20	25	40	60	—	—	—	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から
		1日の平均的な排出水の量が 10,000立方メートル以上50,000立 方メートル未満である特定事業場 に係るもの	30	40	50	70	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が5,000 立方メートル以上10,000立方メー トル未満である特定事業場に係る もの	50	70	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が5,000 立方メートル未満である特定事業 場に係るもの	60	80	80	100	—	—	—	2	—	—	—	
	医薬品製造業 に係るもの	1日の平均的な排出水の量が 15,000立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が 10,000立方メートル以上15,000立 方メートル未満である特定事業場 に係るもの	20	25	30	50	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が 10,000立方メートル未満である特 定事業場に係るもの	30	40	40	60	—	—	—	—	—	—	—	
	洗濯業に係るもの		70	90	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	と畜業に係るもの		60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設 を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るも の		20	25	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が 10,000立方メートル以上である特 定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1.5	—	—	—	昭和49年 4月1日から

			1日の平均的な排出水の量が100立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	50	70	—	—	1	3	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上100立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	50	70	—	—	—	3	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和48年4月1日以後において設置される特定事業場(同年3月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和48年4月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの			20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		10	15	20	30	5	2	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		20	25	40	50	10	—	1	2	2	—	

別表第14(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

狩野川水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排 出 水 の 区 分					項 目 及 び 許 容 限 度							適用の日				
					生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量						
											〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕	〔単位1リットル につきミリグ ラム〕	〔単位1リットル につきミリグ ラム〕	〔単位1リットル につきミリグ ラム〕
日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大										
旅館業又は 科学技術に 関する研究 等を行う事 業場に係る もの	昭和50年11月30日にお いて既に設置されている 特定事業場(特定施設の 設置の工事に着手してい るものを含む。)に係る排 出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和51年12 月1日から				
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	科 学 技 術 に 関 す る 研 究 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メ ートル以上である特定事業場に係るも の			90	120	100	130	—		—	—		
				1日の平均的な排出水の量が50立方メ ートル未満である特定事業場に係るも の			—	—	—	—	3		5	2		
	昭和50年12月1日以後に おいて設置される特定事 業場(同年11月30日にお いて既に特定施設の設置 の工事に着手しているも のを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和50年12 月1日から				
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	旅館業に係るもの			30	40	70	90	—	—		—			
			科 学 技 術 に 関 す る 研 究 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メ ートル以上である特定事業場に係るも の			20	25	40	50	1		—	—		
				1日の平均的な排出水の量が50立方メ ートル未満である特定事業場に係るも の			—	—	—	—	3		5	2		
	医療業又は 清掃業を行 う事業場に 係るもの	昭和55年5月9日におい て既に設置されている特 定事業場(特定施設の設 置の工事に着手している ものを含む。)に係る排出 水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5月 10日から			
			そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上で ある特定事業場に係るもの			30	40	70	90	—	—		—		
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満で ある特定事業場に係るもの			—	—	—	—	3	5		2		
昭和55年5月10日以後に おいて設置される特定事 業場(同月9日において既 に特定施設の設置の工事 に着手しているものを除 く。)に係る排水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5月 10日から				
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上で ある特定事業場に係るもの			30	40	70	90	1	—		—			
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満で ある特定事業場に係るもの			—	—	—	—	3	5		2			
冷凍調理食 品製造業等 を行う事業 場に係るも の	昭和59年4月30日におい て既に設置されている特 定事業場(特定施設の設 置の工事に着手している ものを含む。)に係る排出 水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11 月1日から				
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	冷凍調理食品製造業に係るもの			60	80	60	80	—	—		—			
			合板製造業に係るもの			60	80	50	70	—	—		—			
			そ の 他 の もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メ ートル以上である特定事業場に係るも の			30	40	70	90	—		—	—		

				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2	昭和59年5月1日から	
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2		
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの			20	25	40	50	1	—		—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの			—	—	—	—	3	5		2
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの			60	80	60	80	—	—		—
			その他のもの			60	80	70	90	—	—		—
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	その他の水域に排出されるもの	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から
			共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの			20	25	40	50	—	—	—	
				その他のもの	30	40	70	90	—	—	—		

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第4(第3条関係)

(一部改正〔昭和48年条例10号・49年48号・50年40号・51年56号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和5年20号・6年57号〕)

田子の浦水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

(1)

排 出 水 の 区 分				岳南排水路以外の公共用水域に排出される 排出水に係る項目及び許容限度						岳南排水路に排出される 排出水に係る項目及び許容限度							
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮 遊 物 質 量		化学的酸素 要 求 量		浮 遊 物 質 量					
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕					
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大				
潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水				1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの				20	30	20	30	20	40	/	/	/	/
				1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの				20	30	20	30	40	50	/	/	/	/
その他の 水域に排出される 排出水	昭和 47 年 7 月 31 日において既に設置されている特定事業場(同日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係るもの	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が200,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	120	160	20	30	—	—	30	40			
				1日の平均的な排出水の量が180,000立方メートル以上200,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	120	160	30	45	—	—	40	60			
				1日の平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上180,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	120	160	35	50	—	—	45	65			
				1日の平均的な排出水の量が100,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	120	160	40	60	—	—	50	70			
			サルファイトパルプ製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が180,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	70	90	120	160	20	30	—	—	25	35			
				1日の平均的な排出水の量が180,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	120	120	160	25	45	—	—	35	55			
			クラフトパルプ製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	60	50	70	20	40	50	70	20	40			
				1日の平均的な排出水の量が80,000立方メートル以上100,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	80	110	20	40	90	120	25	45			
				1日の平均的な排出水の量が80,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	80	110	25	45	90	120	30	50			

	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	20	40	30	40	20	40
		1日の平均的な排出水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		40	60	40	60	30	45	50	70	40	60
		1日の平均的な排出水の量が20,000立方メートル以上50,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		50	70	50	70	30	55	60	80	40	65
		1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上20,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		50	70	50	70	35	60	60	80	45	70
		1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		70	90	70	90	40	70	80	110	50	80
		1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		70	90	70	90	50	80	80	110	60	90
食料品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		40	60	40	60	50	70	40	60	50	70	
	1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		60	80	60	80	70	90	60	80	70	90	
金属製品製造業又は機械器具製造業に係るもの				20	30	20	30	20	30	20	30	20	30
染色整理業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		40	60	40	60	40	60	60	80	50	70	
	1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		100	130	100	130	70	90	100	130	70	90	
化学工業製品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が20,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		20	30	20	30	20	40	20	30	20	40	
	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上20,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	40	60	30	40	40	60	
	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	無機化学工業製品製造業に係るもの		40	60	40	60	40	60	60	80	50	70
		有機化学工業製品の製造業に係るもの	有機顔料製造業に係るもの	70	90	70	90	40	60	90	120	50	70
			ゼラチン又はにかわの製造業に係るもの	—	—	120	160	50	70	—	—	60	80
			その他のもの	40	60	40	60	40	60	60	80	50	70

		医薬品製造業に係るもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60
		その他のもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60
	他の特 定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が50,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	60	40	60	30	55	50	70	40	65
		1日の平均的な排水の量が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	40	70	60	80	50	80
		1日の平均的な排水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	50	80	80	110	60	90
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	30	40	—	—	70	90	30	40	70	90
		その他のもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60
昭和51年12月31日において既に設置されている特定事業場(同日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを含み、昭和47年7月31日において既に設置されているもの及び同日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係るもの	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	20	25	50	70
	その他のもの		20	25	20	25	40	50	20	25	40	50

昭和 52 年 1 月 1 日以後において設置される特定事業場(昭和 51 年 12 月 31 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係るもの	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るものと畜業に係るもの	60	80	60	80	40	60	70	90	50	70
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
	その他のもの	20	25	20	25	50	70	20	25	50	70
	その他のもの	20	25	20	25	20	30	20	25	20	30

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。

4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水水については適用しない。

7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

8 この条例の施行の際現に他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設を設置する特定事業場を当該他の特定事業場の設置者が設置しているときは、当該処理施設に係る排水水については、「他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの」の項に掲げる上乗せ排水基準にかえて、当該処理施設を設置する特定事業場が当該他の特定事業場の属する業種に属するものとみなした場合に適用されることとなる上乗せ排水基準を適用する。この場合において、当該他の特定事業場が2以上の業種に属しているときは、7に定めるところによる。

(2)

排出水の区分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用の日	
		銅 含有量	亜鉛 含有量	クロム 含有量	ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 〔動植物油脂類含有量〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔鉱油類含有量〕		大腸菌数
		〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕		〔単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕
		最大	最大	最大	最大	最大		日間平均
パルプ、紙又は紙加工品の製造業に属する特定事業場に係る排水水		—	2	—	—	—	昭和47年 12月1日から	
その他の排水水	1日の平均的な排水水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	3	—	10	—		
	1日の平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	3	5	2	—	—		

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。

別表第15(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

田子の浦水域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分				項 目 及 び 許 容 限 度									適用の日				
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量					
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕					
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大					
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—	昭和51年 12月1日 から		
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2				
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水		旅館業に係るもの			30	40	30	40	70	90	—	—	—	昭和50年 12月1日 から		
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—			
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排水					20	30	20	30	40	50	3	3	2	昭和56年 5月10日 から		
			その他の水域に排出されるもの		昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—		—	—
					1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5		2	
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—	—	昭和55年 5月10日 から			
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2				
	冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排水					20	30	20	30	40	50	3	3	2	昭和59年 11月1日 から	
冷凍調理食品製造業に係るもの					60	80	60	80	60	80	—	—	—				
合板製造業に係るもの			60	80	60	80	50	70	—	—	—						
その他のもの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—					
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2					

		昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	20	30	1	—	—	昭和59年5月1日から	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2		
飲 食 業 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る も の	潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水			20	30	—	—	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から	
	そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—		
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—		
		平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	20	30	—	—	—	平成3年5月1日 から	
			その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—		
備考														
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。 4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。 7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水及び政令別表第1第68号の2又は第71号の3に掲げる施設を設置する工場又は事業場から潤井川に排出される排出水に限って適用する。 8 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。														

別表第5(第3条関係)

(一部改正〔昭和48年条例10号・49年48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・14年33号・19年66号・令和6年57号〕)

奥駿河湾水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

(1)

排出水の区分				項 目 及 び 許 容 限 度											適用の日		
				生物化学的 酸素要求量	化学的酸素 要 求 量	浮 遊 物 質 量		銅 含 有 量	亜 鉛 含 有 量	ク ロ ム 含 有 量	ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量	ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量	大腸菌数				
											〔動 植 物 類 油 脂 類 含 有 量〕	〔 鉱 油 類 含 有 量〕					
											〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	〔単位1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	〔単位1リットルにつき ミリグラム〕
日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均					
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	50	70	3	3	2	—	—	—	昭和48年 2月1日から	
	下水道予定処理区域内の水域に排出されるもの (パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るものに 限る。)			20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から	
	その他 の水域 に排出 される もの	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	80	100	—	—	—	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	80	100	—	—	—	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	100	120	—	—	—	—	—	—		
	食料品の製造業に係るもの	果実缶詰製造業に係るもの			100	120	100	120	100	120	—	—	—	—	—		—
		その他 のもの	1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	60	40	60	50	70	—	—	—	10	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	—	—	—		

		農業製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—	—	—	—	—	昭和48年 2月1日から
		と畜業に係るもの		60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	800	
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	
		下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	—	—	—	2	—	昭和49年 8月1日から
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	60	—	3	—	—	—	—	昭和48年 8月1日から
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	—	—	
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和47年 8月1日から
		下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	—	10	2	—	
			1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	3	3	2	—	5	800	

備考

1 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水については適用しない。

(1) 水産食料品製造業に係る特定事業場

(2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場

2 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 4 上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質に係るものは、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排水される排水に限り適用する。
- 8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 9 「下水道予定処理区域」とは、この条例の施行の際現に下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画において予定処理区域として定められている区域(現に下水道処理区域である区域及び昭和47年8月1日以後において下水道処理区域となった区域を除く。)をいう。
- 10 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。
- 11 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実缶詰製造業及びその他の缶詰の製造業に属している場合においては、当該特定事業場が果実缶詰及びその他の缶詰を同時に製造している期間における排水に限る。)については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 12 一の特定事業場が果実缶詰製造業及びその他の缶詰の製造業に属している場合において、当該特定事業場が年間を果実缶詰を製造する期間とその他の缶詰を製造する期間とに区分して操業しているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実缶詰及びその他の缶詰を同時に製造している期間における排水を除く。)については、それぞれの期間ごとに当該期間における製造品に係る業種に係る排水に適用される上乗せ排水基準を適用する。
- 13 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

(2)

排水の区分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用の日
		生物化学的酸素要求量		浮遊物質		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
		〔単位1リットルにつき〕 ミリグラム		〔単位1リットルにつき〕 ミリグラム		〔動植物油脂類含有量〕 〔単位1リットルにつき〕 ミリグラム	
		日間平均	最大	日間平均	最大	最大	
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	水産食料品製造業に係るもの(1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るものを除く。)	120	160	150	200	30	昭和51年6月24日から
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	水産食料品製造業に係るもの	60	80	70	90	30	昭和47年8月1日から
	他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの	120	160	150	200	30	

備考

1 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場(1日当たりの平均的な排水の量が2立方メートル未満であるものを除く。)から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水について適用する。

(1) 水産食料品製造業に係る特定事業場

(2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場

2 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第3号及び第74号に掲げる施設をいう。

5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

別表第16(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

奥駿河湾水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分				項 目 及 び 許 容 限 度									適用の日		
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量			
				〔単位1リットルにつ きミリグラム〕	〔単位1リットルに つきミリグラム〕	〔単位1リットルに つきミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕						
日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大					
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	昭和51年12月1日から		
		その他の水域に排出されるもの	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—		—	
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2			
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	昭和50年12月1日から		
		その他の水域に排出されるもの	旅館業に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—			
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—		—	
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2			
	医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5月10日から	
			その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—		—
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	3	5	2		
昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5月10日から		
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—		—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	3	5	2			
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11月1日から		
		その他の水域に排出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—		—	
			合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—		—	
			その他のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—		—	—

			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1日から
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	
			その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
備考													
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。													
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。													
3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。													
4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。													
5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。													
6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。													
7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。													
8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。													
9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。													

別表第6(第3条関係)

(追加〔昭和48年条例49号〕、一部改正〔昭和49年条例48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

静岡水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分				項目及び許容限度											適用の日		
				生物化学的 酸素要求量	化学的酸素 要 求 量	浮 遊 物 質 量		ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	銅 含 有 量	亜 鉛 含 有 量	ク ロ ム 含 有 量	大腸菌数				
								動 植 物 油 脂 類 含 有 量	鉍油類 含有量								
								〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕					〔単位1リットルにつきミリグラム〕		〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕
日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均					
昭和 48 年 12 月 31 日 において 既に設置 されている特定事 業場(特定 施設の設 置の工事 に着手し ているものを含む。) に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	—	—	1	3	2	—	昭和54年4 月1日から	
	その他の 水域に 排出さ れるもの	食 料 品 の 製 造 業 に 係るもの	乳製品製造業に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	昭和50年1 月1日から
			缶詰の製 造業に係 るもの	1日の平均的な排出 水の量が 2,000 立方 メートル以上である 特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	昭和51年 1月1日か ら
				1日の平均的な排出 水の量が 1,000 立方 メートル以上 2,000 立方メートル未満で ある特定事業場に係 るもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	
				1日の平均的な排出 水の量が 1,000 立方 メートル未満である 特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	120	—	—	—	—	—	—	昭和50年 1月1日か ら
				動物系飼 料又は有 機質肥料 の製造業 (フィッ シュソリ ュブル製 造業を含 む。)に係 るもの	1日の平均的な排出 水の量が 1,000 立方 メートル以上である 特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	
			1日の平均的な排出 水の量が 1,000 立方 メートル未満である 特定事業場に係るもの		60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	

	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が500立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が500立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	80	100	70	90	—	—	—	—	—	—
パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの		1日の平均的な排出水の量が50,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	60	80	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	80	100	—	—	—	—	—	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—

昭和54年
4月1日から

昭和50年
1月1日から

			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	3	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和49年1月1日以後において設置される特定事業場(昭和48年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和49年1月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの			20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの		10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		15	20	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。

4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。

9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

10 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排出水について適用する。

別表第17(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

静岡水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分					項 目 及 び 許 容 限 度										適用の日
					生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量		
					〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕		
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大		
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和54年 4月1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	科学技術に 関する研究 等を行う事 業場に係る もの	1日の平均的な排水の量が50 立方メートル以上である特定事 業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—	昭和51年 12月1日から	
				1日の平均的な排水の量が50 立方メートル未満である特定事 業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和50年12月1日 以後において設置 される特定事業場 (同年11月30日にお いて既に特定施設 の設置の工事に着 手しているものを 除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和50年 12月1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—		
			科学技術に 関する研究 等を行う事 業場に係る もの	1日の平均的な排水の量が50 立方メートル以上である特定事 業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—		
				1日の平均的な排水の量が50 立方メートル未満である特定事 業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2		
	医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56年 5月10日から
その他の 水域に排 出される もの			1日の平均的な排水の量が50立方メートル以 上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—		
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未 満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2		
昭和55年5月10日 以後において設置 される特定事業場 (同月9日において 既に特定施設の設 置の工事に着手し ているものを除 く。)に係る排水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55年 5月10日から	
		その他の 水域に排 出される もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以 上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—	—		
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未 満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2		

冷凍調理 食品製造 業等を行 う事業場 に係るもの	昭和59年4月30日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年 11月1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—		—
			合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—		—
			その他のもの	1日の平均的な排水の量が50 立方メートル以上である特定事 業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—		—
	1日の平均的な排水の量が50 立方メートル未満である特定事 業場に係るもの			—	—	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和59年5月1日以後 において設置さ れる特定事業場(同 年4月30日におい て既に特定施設の 設置の工事に着手 しているものを除 く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年 5月1日から	
その他の 水域に排 出される もの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以 上である特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	1	—	—		
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未 満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2		
飲食業等 を行う事 業場に係 るもの	平成3年4月30日 において既に設置 されている特定事 業場(特定施設の設 置の工事に着手し ているものを含む。)に 係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年 11月1日から	
		その他の 水域に排 出される もの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—		—
			その他のもの		60	80	60	80	70	90	—	—		—
	平成3年5月1日以後 において設置さ れる特定事業場(同 年4月30日におい て既に特定施設の 設置の工事に着手 しているものを除 く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年 5月1日から	
その他の 水域に排 出される もの		共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—		
		その他のもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—		

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。))は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水に限って適用する。

8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第7(第3条関係)

(追加「昭和48年条例49号」、一部改正「昭和49年条例48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成3年28号・4年43号・12年67号・19年66号・令和6年57号」)

志太水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

[illegible]

	動物系飼料又は有機質肥料の製造業(フィッシュソリユブル製造業を含む。)に係るもの	1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	—	—	昭和51年1月1日から
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	300	390	300	390	250	330	—	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	—	昭和50年1月1日から
		1日の平均的な排出水の量が500立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が500立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	80	100	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	—	昭和50年1月1日から
1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	—		
し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	—	—	

			係るもの													
			1日の平均的な排水の量が500立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	—
	食料品の製造業に属する他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの		1日の平均的な排水の量が2,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	120	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの		1日の平均的な排水の量が7,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	1	—
			1日の平均的な排水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	3	—	1	1	—	—
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	3	—	—
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—

昭和 49 年 1 月 1 日以後において設置される特定事業場(昭和 48 年 12 月 31 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの					20	25	20	25	40	50	—	—	1	1	3	2	—	昭和 54 年 4 月 1 日から
	その他の水域に排出されるもの	県から共同施設資金等の貸付けを受けて事業協同組合等が設置する特定事業場(当該事業協同組合等のすべての組合員等が自己の設置する1以上の特定事業場(昭和 48 年 12 月 31 日において水産食料品製造業、野菜かん詰製造業、果実かん詰製造業又は動物系飼料又は有機質肥料の製造業(フィッシュリユブル製造業を含む。)に限る。)の水産食料品製造業等の用に供するすべての特定施設を廃止する場合における当該事業協同組合等が設置する特定事業場に限る。)で、水	水産食料品製造業(フィッシュリユブル製造業を除く。)、野菜かん詰製造業又は果実かん詰製造業に係るもの	1日の平均的な排水の量が2,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	—	—	昭和 49 年 1 月 1 日から	
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	70	90	—	—	—	—	—	—	—			
			1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	—			
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	—			

下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	—
その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	1	—
	1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	3	2	1	1	—	—
	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	1	3	—	—
	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	120	160	120	160	150	200	—	—	—	—	—	—	—
	水産食料品製造業等に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、次に掲げる特定事業場に係る排出水については適用しない。

(1) 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満である水産食料品製造業等に係る特定事業場

(2) 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である(1)に掲げる業種以外の業種に係る特定事業場

4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 下水道処理区域内に所在する特定事業場(下水道終末処理施設を設置するものを除く。)から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

9 「共同施設資金等」とは、静岡県中小企業高度化資金貸付規則(昭和47年静岡県規則第42号)別表第4に掲げる資金のうち共同施設資金及び集団化資金をいう。

10 「組合員等」とは、事業協同組合その他の組合及び協同組合連合会その他の組合の連合会の構成員をいう。

11 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

12 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

別表第18(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

志太水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分					項 目 及 び 許 容 限 度										適用の日		
					生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		銅 含 有 量		亜鉛 含 有 量			クロム 含 有 量	
					〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕			〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	最大	最大			
旅館業 又は科学技術 に関する研究 等を行う事業 場に係るもの	昭和50年11月30日 において既に設置されて いる特定事業場(特定 施設の設置の工事に着 手しているものを含む。) に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和54年4 月1日から			
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排水の 量が50立方メートル以上 である特定事業場に係る もの	90	120	90	120	100	130	—	—	—	昭 和 51 年 12月1日か ら			
				1日の平均的な排水の 量が50立方メートル未満 である特定事業場に係る もの	—	—	—	—	—	3	5	2					
	昭和50年12月1日以後 において設置される特 定事業場(同年11月30 日において既に特定施 設の設置の工事に着手 しているものを除く。) に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭 和 50 年 12月1日か ら			
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—				
			科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排水の 量が50立方メートル以上 である特定事業場に係る もの	20	25	20	25	40	50	1	—	—				
				1日の平均的な排水の 量が50立方メートル未満 である特定事業場に係る もの	—	—	—	—	—	—	3	5	2				
	医 療 業 又は清掃業 を行う事業 場に係るもの	昭和55年5月9日におい て既に設置されている 特定事業場(特定施設 の設置の工事に着手し ているものを含む。) に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5 月 10 日 か ら		
			そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—			
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2			
昭和55年5月10日以後 において設置される特 定事業場(同月9日にお いて既に特定施設の設 置の工事に着手してい るものを除く。) に係る排水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5 月 10 日 か ら			
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る もの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—	—				
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2				

冷 凍 調 理 食 品 製 造 業 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る も の	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下 水 道 処 理 区 域 内 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭 和 59 年 11月1日か ら	
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の	冷 凍 調 理 食 品 製 造 業 に 係 る も の		60	80	60	80	60	80	—	—		—
			合 板 製 造 業 に 係 る も の		60	80	60	80	50	70	—	—		—
			その他のもの	1日の平均的な排出水の 量が50立方メートル以上 である特定事業場に係る もの	30	40	30	40	70	90	—	—		—
	1日の平均的な排出水の 量が50立方メートル未満 である特定事業場に係る もの	—		—	—	—	—	—	3	5	2			
	昭和59年5月1日以後に おいて設置される特定 事業場(同年4月30日 において既に特定施設 の設置の工事に着手し ているものを除く。)に係 る排出水	下 水 道 処 理 区 域 内 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭 和 59 年 5 月1日から	
そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以 上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—			
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未 満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2			
飲 食 業 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る も の	平成3年4月30日におい て既に設置されている 特定事業場(特定施設 の設置の工事に着手し ているものを含む。)に係 る排出水	下 水 道 処 理 区 域 内 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平 成 3 年 11 月1日から	
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係る もの	60	80	60	80	60	80	—	—	—		
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—		
	平成3年5月1日以後に おいて設置される特定 事業場(同年4月30日 において既に特定施設 の設置の工事に着手し ているものを除く。)に係 る排出水	下 水 道 処 理 区 域 内 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平 成 3 年 5 月1日から	
		そ の 他 の 水 域 に 排 出 さ れ る も の	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係る もの	20	25	20	25	40	50	—	—	—		
			その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—		
備考														
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。														
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。														
3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。														
4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。														
5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。														
6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。														
7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。														
8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。														
9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。														

別表第8(第3条関係)

(追加〔昭和48年条例10号〕、一部改正〔昭和48年条例49号・49年48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

大井川水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度								適用の日	
				生物化学的 酸素要求量		浮 遊 物 質 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 〔鉍油類含有量〕	銅 含 有 量	亜 鉛 含 有 量	ク ロ ム 含 有 量		大腸菌数
				〔単位1リットルにつ きミリグラム〕		〔単位1リットルにつ きミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕		〔単位1ミリリ ットルにつ きコロニー 形成単位〕
日間 平均		最 大		日間 平均		最 大		最大	最 大	最 大	最 大	日間平均	
昭 和 48 年 3 月 31 日 にお いて既に設 置されてい る特定事業 場(特定施設 の設置の工 事に着手し ているもの を含む。)に 係る排水	食 料 品 の 製 造 業 に 係 る もの	インスタントコーヒー製造業に係るもの		15	20	30	40	—	—	—	—	昭和48年 4月1日から	
		その他のもの	1日の平均的な排水の量が 300立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		50	60	50	70	—	—	—		—
			1日の平均的な排水の量が 300立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		100	120	80	100	—	—	—		—
	麻製織業に係るもの		50	70	70	90	—	—	—	—	—		
	化学繊維製 造業に係る もの	1日の平均的な排水の量が8,000立方メー トル以上である特定事業場に係るもの		20	25	30	40	—	—	—	—	昭和49年 4月1日から	
		1日の平均的な排水の量が8,000立方メー トル未満である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	—	—	—	—		
	パルプ、紙又 は紙加工品 の製造業に 係るもの	パルプ製造 業に係るもの	1日の平均的な排水の量が 150,000立方メートル以上で ある特定事業場に係るもの	50	70	50	70	—	—	—	—	昭和48年 4月1日から	
			1日の平均的な排水の量が 150,000立方メートル未満で ある特定事業場に係るもの	70	100	60	80	—	—	—	—	昭和49年 3月24日から	
		その他のもの	1日の平均的な排水の量が 10,000立方メートル以上であ る特定事業場に係るもの	20	30	50	70	—	—	—	—	昭和48年 4月1日から	
			1日の平均的な排水の量が 10,000立方メートル未満であ る特定事業場に係るもの	30	40	50	70	—	—	—	—		

	医薬品製造業に係るもの	発酵施設を有する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が20,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	40	60	—	—	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が20,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	50	70	—	—	—	—	—	
		その他のもの		20	25	40	60	—	—	—	—	—	
	と畜業に係るもの		60	80	70	90	—	—	—	—	—		
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		20	25	40	60	—	1	3	—	—	昭和49年 4月1日から
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和48年4月1日以後において設置される特定事業場(同年3月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和48年 4月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が700立方メートル以上である特定事業場に係るもの		15	20	30	40	—	1	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が700立方メートル未満である特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	1	3	2	—	

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により、検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

7 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

別表第19(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

大井川水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度							適用の日	
				生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量		
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕		
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大		
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	100	130	—	—	—	昭和51 年12月1 日から
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	旅館業に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	昭和50 年12月1 日から
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和56 年5月10 日から
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和55 年5月10 日から
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和59 年11月1 日から
		その他の水域に排出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—	—	
			合板製造業に係るもの		60	80	50	70	—	—	—	
			その他のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—	—	
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和59 年5月1 日から
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		

飲食業等 を行う事 業場に係 るもの	平成3年4月30日において既に 設置されている特定事業場(特 定施設の設置の工事に着手し ているものを含む。)に係る排 出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	—	平成3年 11月1日 から	
		その他の水域 に排出される もの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	—	—	—		
			その他のもの	60	80	70	90	—	—	—		
	平成3年5月1日以後において設 置される特定事業場(同年4月 30日において既に特定施設の 設置の工事に着手しているも のを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	—	—	—	平成3年 5月1日 から
		その他の水域 に排出される もの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	40	50	—	—	—		
			その他のもの	30	40	70	90	—	—	—		

備考

1

上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3

上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4

亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5

この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6

この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7

「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8

一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第9(第3条関係)

(追加〔昭和49年条例48号〕、一部改正〔昭和50年条例40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

榛南小笠水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分			項 目 及 び 許 容 限 度												適用の日
			生物化学的 酸素要求量	化学的酸素 要 求 量	浮 遊 物 質 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量 〔動 植 物 油 脂 類 含 有 量〕 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 〔鈹油類 含有量〕 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	銅 含 有 量 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	亜 鉛 含 有 量 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	ク ロ ム 含 有 量 〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	大腸菌数 〔単位1ミリリ ットルにつき コロニー形成 単位〕			
			〔単位1リット ルにつき ミリグラム〕	〔単位1リット ルにつき ミリグラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1ミリリ ットルにつき コロニー形成 単位〕			
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	
昭和 49 年 12 月 31 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	食料品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が400立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	昭和51年 1月1日から
		1日の平均的な排出水の量が400立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	80	100	70	90	—	—	—	—	—	—	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの		40	50	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	
	化学工業製品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	—	1	—	—	—	
		合成染料又は有機顔料の製造業に係るもの	25	30	25	30	30	40	—	—	1	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	—	1	—	—	

		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
備考														
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。 4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。 5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。 6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水に限って適用する。 7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。 8 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。														

別表第20(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

榛南小笠水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度									適用の日
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量	
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	
旅館業 又は科学技術 に関する研究 等を行う事業 場に係るもの	昭和50年11月30日 において既に設置され ている特定事業場(特 定施設の設置の工事 に着手しているもの を含む。)に係る排出水	科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—	昭和51年12 月1日から
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後 において設置される 特定事業場(同年11月 30日において既に特 定施設の設置の工事 に着手しているもの を除く。)に係る排出水	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	昭和50年12 月1日から
		科学技術に関する 研究等を行う事業 場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療業 又は清掃業を 行う事業場に 係るもの	昭和55年5月9日にお いて既に設置されて いる特定事業場(特定 施設の設置の工事に 着手しているものを 含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5 月10日から
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和55年5月10日以後 において設置される 特定事業場(同年9日 において既に特定施設 の設置の工事に着手 しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5 月10日から
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	1	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
冷凍調理食品 製造業等を行 う事業場に係 るもの	昭和59年4月30日にお いて既に設置されて いる特定事業場(特定 施設の設置の工事に 着手しているものを 含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11 月1日から
		その他の 水域に排 出される もの	冷凍調理食品製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	
			合板製造業に係るもの	60	80	60	80	50	70	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	

	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1日から
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
飲 食 業 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る も の	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	
	その他のもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—		

備考

1

上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3

上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。))は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。

4

亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。

5

この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6

この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。))をいう。

7

生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。

8

「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

9

一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第10(第3条関係)

(追加〔昭和48年条例49号〕、一部改正〔昭和49年条例48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

太田川水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分			項 目 及 び 許 容 限 度									適用の日	
			生物化学的 酸素要求量	浮 遊 物 質 量		ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	銅 含 有 量	亜 鉛 含 有 量	ク ロ ム 含 有 量	大腸菌数		
						動 植 物 油 脂 類 含 有 量	〔鉍油類 含有量〕						
						〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕						〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕
日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均			
昭和 48 年 12 月 31 日にお いて既に 設置され ている特 定事業場 (特定施 設の設置 の工事に 着手して いるもの を含む。)に 係る排出 水	食料品の製造 業に係るもの	1日の平均的な排水の量が 400 立方メートル 以上である特定事業場に係るもの		40	50	40	50	—	—	—	—	昭和50年 1月1日から	
		1日の平均的な排水の量が 400 立方メートル 未満である特定事業場に係るもの		80	100	70	90	—	—	—	—		—
	染色整理 業に係る もの	1日の平均的な排水の量が5,000立方メートル 以上である特定事業場に係るもの		20	25	30	40	—	—	—	—	—	昭和50年10 月1日から
		1日の平均的な排水の量が3,000立方メートル 以上5,000立方メートル未満である特定事業場 に係るもの		30	40	30	40	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル 以上3,000立方メートル未満である特定事業場 に係るもの		60	80	40	50	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル 未満である特定事業場に係るもの		80	100	50	70	—	—	—	—	2	
	化学工業 製品の製 造業に係 るもの	1日の平均的な排水の量が10,000立方メー トル以上である特定事業場に係るもの		10	15	20	30	—	—	1	—	—	昭和50年 1月1日から
有機顔料製造業に係る もの		1日の平均的な排水 の量が6,000立方メー トル以上10,000立方メ ートル未満である特定 事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	1	—	—	—	
		1日の平均的な排水 の量が6,000立方メー トル未満である特定事 業場に係るもの	40	60	40	50	—	—	1	—	—	—	

	医薬品製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	50	70	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	
昭和49年1月1	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	昭和49年1月1日から

日以後において設置される特定事業場(昭和48年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水水	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排水水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—
		1日の平均的な排水水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—
		1日の平均的な排水水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—
		1日の平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—

備考

1

上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2

「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3

上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。

4

この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5

この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6

一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

7

亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。

別表第21(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

太田川水域に排出される排水水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分				項目及び許容限度							適用の日
				生物化学的酸素要求量		浮遊物質 量		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	
				〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕			
				日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	100	130	—	—	—	昭和51年12月1日から
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	旅館業に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	昭和50年12月1日から
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—	
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	
		医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	
その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2
昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	5	2	昭和55年5月10日から	
	その他の水域に排出されるもの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	1	—		—
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3		5

冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—		—
			合板製造業に係るもの		60	80	50	70	—	—		—
			その他のもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—		—
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5		2
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—		—
			その他のもの		60	80	70	90	—	—		—
		平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から
			その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20	25	40	50	—	—	
		その他のもの		30	40	70	90	—	—	—		

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第10の2(第3条関係)

(追加〔昭和50年条例48号〕、一部改正〔昭和54年条例35号・59年10号・平成12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

天童川水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分				項 目 及 び 許 容 限 度								適用の日		
				生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	銅 含 有 量	亜 鉛 含 有 量	ク ロ ム 含 有 量	大腸菌数			
						動 植 物 油 脂 類 含 有 量	鉍油類 含有量							
						〔単位1リット ルにつきミリ グラム〕	〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕						〔単位1リット ルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕
日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均				
昭和50年 12月31日 において 既に設置 されている 特定事業 場(特定施 設の工事 に着手し ているもの を含む。)に係 る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	—	—	1	3	2	—	昭和55年4 月1日から
	その他の 水域に排 出される もの	食料品の 製造業に 係るもの	1日の平均的な排水の量が 400立方メートル以上である 特定事業場に係るもの	40	50	40	50	—	—	—	—	—	—	昭和52年1 月1日から
			1日の平均的な排水の量が 400立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	80	100	70	90	—	—	—	—	—	—	
	製糸業又は 染色整理業に係 るもの	1日の平均的な排水の量が 4,000立方メートル以上である 特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排水の量が 1,000立方メートル以上4,000 立方メートル未満である特定 事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排水の量が 300立方メートル以上1,000立 方メートル未満である特定事 業場に係るもの	80	100	50	70	—	—	—	—	—	—	—	
		1日の平均的な排水の量が 300立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	100	120	70	90	—	—	—	—	—	2	—	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの			70	90	100	120	—	—	—	—	—	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特 定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	—

		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—
			1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	3	—	—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—
昭和51年1月1日以後において設置される特定事業場(昭和50年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの			20	25	40	50	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	

備考

1

上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3

上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4

この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。

5

この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

6

「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

7

下水道処理区域内に所在する特定事業場(下水道終末処理施設を設置するものを除く。)から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

8

一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

9

1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

別表第21の2(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

天竜川水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度							適用の日	
				生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量	クロム 含 有 量		
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルにつ きミリグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕		
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大		
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年12月31日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和52年1月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	90	120	100	130	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和51年1月1日以後において設置される特定事業場(昭和50年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和51年1月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	旅館業に係るもの	30	40	70	90	—	—	—		
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—	—		
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2			
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5月10日から	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5月10日から	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	1	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5	2		

冷凍調理 食品製造 業等を行 う事業場 に係るもの	昭和59年4月30日において 既に設置されている特定事 業場(特定施設の設置の工 事に着手しているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11月1 日から		
		その他の水域に排 出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—		—	
			合板製造業に係るもの		60	80	50	70	—	—		—	
			その他のもの	1日の平均的な排水の 量が50立方メートル以 上である特定事業場に係 るもの		30	40	70	90	—		—	—
				1日の平均的な排水の 量が50立方メートル未 満である特定事業場に係 るもの		—	—	—	—	3		5	2
	昭和59年5月1日以後にお いて設置される特定事業場 (同年4月30日において既に 特定施設の設置の工事に着 手しているものを除く。)に 係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1 日から		
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの		20	25	40	50	1	—		—	
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5		2	
飲食業等 を行う事 業場に係 るもの	平成3年4月30日において 既に設置されている特定事 業場(特定施設の設置の工 事に着手しているものを含 む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1 日から		
		その他の水域に排 出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—		—	
			その他のもの		60	80	70	90	—	—		—	
	平成3年5月1日以後におい て設置される特定事業場 (同年4月30日において既に 特定施設の設置の工事に着 手しているものを除く。)に 係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日 から		
		その他の水域に排 出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20	25	40	50	—	—		—	
			その他のもの		30	40	70	90	—	—		—	

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 一、特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第11(第3条関係)

(追加〔昭和48年条例10号〕、一部改正〔昭和48年条例49号・49年48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成3年28号・4年43号・12年67号・19年66号・令和5年20号・6年57号〕)

馬込川水域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分			項 目 及 び 許 容 限 度								適用の日		
			生物化学的 酸素要求量	浮 遊 物 質 量		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	銅 含 有 量 〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	亜 鉛 含 有 量 〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	ク ロ ム 含 有 量 〔単位1リットルにつき ミリグラム〕	大腸菌数 〔単位1ミリリットルにつ きコロニー形成単位〕			
日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	最 大	最 大	最大	最 大	日間平均					
昭和48年3月31日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	3	3	2	—	昭和50年10月1日から	
	下水道予定処理区域内の水域に排出されるもの	1日の平均的な排水の量が100立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和51年6月24日から	
		1日の平均的な排水の量が100立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2	—	昭和49年4月1日から	
	その他の水域に排出されるもの	染色整理業に係るもの	1日の平均的な排水の量が8,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—	昭和50年10月1日から
			1日の平均的な排水の量が3,000立方メートル以上8,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—	
			1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	40	50	—	—	—	—	—	昭和49年4月1日から
			1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	50	70	—	—	—	—	—	
			1日の平均的な排水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	120	70	90	—	—	—	2	—	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	1日の平均的な排水の量が18,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—	昭和50年10月1日から

			1日の平均的な排出水の量が18,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	40	50	50	70	—	—	—	—	—	昭和49年4月1日から	
		と畜業に係るもの			60	80	70	90	—	—	—	—		—
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの			30	40	70	90	—	—	—	—		—
		下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	昭和50年10月1日から
			1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—	昭和53年4月1日から
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が100立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	3	—	—	昭和49年1月1日から	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上100立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	50	70	—	—	3	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2	—		
昭和48年4月1日以後において設置される特定事業場(同年3月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	30	40	—	3	3	2	—	昭和48年4月1日から	
	その他の水域に排出されるもの	染色整理業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—		
			1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	40	50	—	—	—	2	—		
	県から共同施設資金等の貸付けを受けて事業協同組合等が設置する特定事業場(当該事業協同組合等のすべての組合員等が自己の設置する1以上の特定事業場(昭和48年3月31日において染色整理業に属しているものに限る。))の染色整理業の用に供するすべての特定施設を廃止する場合における当該事業協同組合等が設置する特定事業場に限る。)で、染色整理業のみ	1日の平均的な排出水の量が8,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—			
		1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上8,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—			
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	70	40	50	—	—	—	—	—			
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	50	70	—	—	—	2	—			

別表第22(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

馬込川水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分					項 目 及 び 許 容 限 度									適用の日
					生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅 含有量	亜鉛 含有量	クロム 含有量			
					〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リットルに つきミリグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕			
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大			
旅館業又は科学技 術に関する研究等 を行う事業場に係 るもの	昭和50年11月30日におい て既に設置されている特 定事業場(特定施設の設置 の工事に着手しているも のを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和51年12月 1日から		
		その他の水域に排 出されるもの	科学技術に関す る研究等を行う 事業場に係るも の	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		90	120	100	130	—	—		—	
				1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5		2	
	昭和50年12月1日以後にお いて設置される特定事業 場(同年11月30日において 既に特定施設の設置の工 事に着手しているものを 除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和50年12月 1日から		
		その他の水域に排 出されるもの	旅館業に係るもの		30	40	70	90	—	—	—			
			科学技術に関す る研究等を行う 事業場に係るも の	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		20	25	40	50	1	—		—	
				1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5		2	
	医療業又は清掃業 を行う事業場に係 るもの	昭和55年5月9日において 既に設置されている特定 事業場(特定施設の設置の 工事に着手しているもの を含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5月 10日から	
			その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの		30	40	70	90	—	—	—		
				1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5	2		
昭和55年5月10日以後にお いて設置される特定事業 場(同月9日において既に 特定施設の設置の工事に 着手しているものを除 く。)に係る排水		下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5月 10日から		
		その他の水域に排 出されるもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上 である特定事業場に係るもの		30	40	70	90	1	—	—			
			1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満 である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5	2			
冷凍調理 食品製造 業等を行 う事業場 に係るもの	昭和59年4月30日において 既に設置されている特定 事業場(特定施設の設置の 工事に着手しているもの を含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11月 1日から		
		その他の水域に排 出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	—	—	—			
			合板製造業に係るもの		60	80	50	70	—	—	—			
			その他のもの	1日の平均的な排水の量が 50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		30	40	70	90	—	—		—	
				1日の平均的な排水の量が 50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		—	—	—	—	3	5		2	

	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	1	—		—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5		2
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	40	50	—	—	—	平成3年11月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	—	—		—
			その他のもの	60	80	70	90	—	—		—
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	40	50	—	—	—	平成3年5月1日から	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	40	50	—	—		—
			その他のもの	30	40	70	90	—	—		—

備考

1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。

4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。

5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。

6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。

7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

8 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

別表第12(第3条関係)

(一部改正 [昭和48年条例10号・49号・49年48号・50年40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・14年33号・19年66号・令和6年57号])

浜名湖水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

(1)

排出水の区分	有害物質の種類及び許容限度						適用の日
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 パラチオン、 メチルパラチオン、 メチルジメトン 及びEPNに限る。	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	
	最大	最大	最大	最大	最大	最大	
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係る排出水	1リットルにつきカドミウム0.002ミリグラム	1リットルにつきシアン0.2ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素0.001ミリグラム	1リットルにつきふっ素8ミリグラム	昭和48年2月1日 (ふっ素及びその化合物については、平成14年4月1日)から
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係る排出水	1リットルにつきカドミウム0.002ミリグラム	—	1リットルにつき0.1ミリグラム	—	1リットルにつき砒素0.001ミリグラム	1リットルにつきふっ素8ミリグラム	

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 3 ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、次に掲げる排出水については適用しない。
 - (1) この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水(食料品製造業(乳製品製造業を除く。)、染色整理業、砕石業若しくは砂利採取業又はし尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))若しくは下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)
 - (2) 昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水(し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)

(2)

[illegible]

定 事 業 場 (この条例 の施行の際 現に特定施 設の設置の 工事に着手 しているも のを除く。) に係る排出 水	下水道終末処理施設を設置する特定 事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他 のもの	1日の平均的な排水の量 が300立方メートル以上で ある特定事業場に係るも の	15	20	15	20	20	30	—	—	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1日の平均的な排水の量 が300立方メートル未満で ある特定事業場に係るも の	15	20	15	20	20	30	—	—	1	1	1	—	—	2	—

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- 5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 8 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

別表第23(第3条関係)

(全部改正〔昭和59年条例10号〕、一部改正〔平成3年条例28号・12年67号・19年66号・令和6年57号〕)

浜名湖水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排 出 水 の 区 分				項 目 及 び 許 容 限 度								適用の日	
				生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		銅 含 有 量	亜鉛 含 有 量		クロム 含 有 量
				〔単位1リットルに つきミリグラム〕	〔単位1リットルに つきミリグラム〕	〔単位1リットルにつ きミリグラム〕		〔単位1リッ トルにつき ミリグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕			
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間平 均	最大	最 大	最 大	最 大	
旅館業 又は科学技術 に関する研究 等を行う事業 場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	旅館業に係るもの		100	130	100	130	120	160	—	—	—	昭和51年12月 1日から
		科学技術に関する研究等 を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量 が50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量 が50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後に おいて設置される特定事 業場(同年11月30日にお いて既に特定施設の設置 の工事に着手しているも のを除く。)に係る排出水	旅館業に係るもの		15	20	15	20	20	30	—	—	—	昭和50年12月 1日から
		科学技術に関する研究等 を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量 が50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—	
			1日の平均的な排出水の量 が50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
医療業 又は清掃業 を行う事業 場に係るもの	昭和55年5月9日におい て既に設置されている特 定事業場(特定施設の設 置の工事に着手してい るものを含む。)に係る排出 水	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	昭和56年5月 10日から
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和55年5月10日以後に おいて設置される特定事 業場(同年9月9日にお いて既に特定施設の設置 の工事に着手しているも のを除く。)に係る排出水	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である 特定事業場に係るもの		15	20	15	20	40	50	1	1	—	昭和55年5月 10日から
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である 特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2	
冷凍調理食品 製造業等 を行う事業 場に係るもの	昭和59年4月30日にお いて既に設置されている特 定事業場(特定施設の設 置の工事に着手してい るものを含む。)に係る排出 水	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—	—	昭和59年11月 1日から
		合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—	—	
		その他の もの	1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メー トル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	

	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—	昭和59年5月1日から
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
飲 食 業 等 を 行 う 事 業 場 に 係 る も の	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	平成3年11月1日から
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—	平成3年5月1日から
		その他のもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—	
備考												
1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。												
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。												
3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。												
4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。												
5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。												
6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。												
7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。												

別表第24(第3条関係)

(追加〔昭和50年条例32号〕、一部改正〔昭和50年条例40号・54年35号・59年10号・平成12年67号・19年66号〕)

全県下水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準

排出水の区分			項目及び許容限度						適用の日
			生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質		
			〔単位1リットルにつきミリグラム〕		〔単位1リットルにつきミリグラム〕		〔単位1リットルにつきミリグラム〕		
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
昭和50年7月31日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。))に係る排水	政令別表第1第1号の2に掲げる施設(以下「畜房施設」という。)のみを設置する特定事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160	昭和51年8月1日から
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	180	250	180	250	220	300	昭和52年8月1日から
昭和50年8月1日以後において設置される特定事業場(同年7月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。))に係る排水	畜房施設のみを設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	80	110	80	110	100	130	昭和50年8月1日から
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160	
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	120	160	120	160	150	200	
	畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160		

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル未満である特定事業場については適用しない。
- 4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第1号の2に掲げる施設及び同表第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設をいう。
- 5 この表において「特定事業場」とは、特定施設のみを設置する工場又は事業場をいう。
- 6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。